

交通死亡事故多発警報等の発令・宣言及び緊急対策実施要領

(目的)

第1 この要領は、県内において交通死亡事故が一定期間に連続的に発生した場合、県内全域に「交通死亡事故多発警報等（以下「警報等」という。）」を発令又は宣言し、県民の交通事故に対する注意を喚起するとともに、県、市町村を始めとする関係機関・団体等が一体となって、総合的かつ即効的な交通事故防止緊急対策を推進して、早期に交通死亡事故を抑止することを目的とする。

(警報等の名称)

第2 警報等の名称は、「交通死亡事故多発警報」、「交通死亡事故多発非常事態」及び「高齢者の交通死亡事故多発注意報」等情勢に応じた「交通死亡事故多発注意報」とする。

(警報等の発令者)

第3 警報等の発令又は宣言者は、島根県知事とする。
2 警報等の発令又は宣言事務は、緊急対策を迅速に実施するため、それぞれの基準に従い、警察本部長の意見を聴いたうえ、地域振興部長が行うものとする。

(警報等の発令又は宣言の基準)

第4 「交通死亡事故多発警報」（以下「警報」という。）は、次のいずれかに該当したときに発令する。ただし、交通事故の形態、時期、その他の状況を勘案して発令しないことが出来る。

- (1) 10日間で、3件以上の交通死亡事故が発生したとき。
 - (2) 上記のほか交通死亡事故の発生状況により、特に必要と認めるとき。
- 2 「交通死亡事故多発非常事態」（以下「非常事態」という。）は、警報発令期間中に3件以上の交通死亡事故が発生するなど多発傾向が抑止されないと認めるときに宣言する。
- 3 「交通死亡事故多発注意報」（以下「注意報」という。）は、高齢者被害の交通死亡事故や飲酒運転による交通死亡事故が連続発生するなど、特に集中した対策を講じる必要があると認めるときに発令するものとする。ただし、交通事故の形態、時期、その他の状況を勘案して発令しないことが出来る。

(警報発令等の期間)

第5 警報の発令、非常事態宣言の期間は、それぞれ発令、宣言の日から10日間とする。ただし注意報の発令の期間は、発令の日から7日間とする。

(警報発令等の伝達)

第6 知事は、注意報・警報の発令、非常事態の宣言を決定したときは市町村長及び島根県交通安全対策協議会長に対し注意報文、警報文、非常事態の宣言文を通知し、死亡事故抑止対策の積極的推進を要請するものとする。

(警報発令等における緊急対策推進事項)

第7 注意報・警報の発令、非常事態の宣言がなされたときは、各関係機関・団体は別表「交通死亡事故多発警報等の発令・宣言に伴う緊急対策実施事項」の迅速な推進に努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 島根県交通事故防止緊急対策実施要領(平成4年12月18日)は、廃止する。
- 3 島根県交通事故防止緊急対策会議設置要綱(平成4年12月18日)は、廃止する。

別表

交通死亡事故多発警報等の発令・宣言に伴う緊急対策実施事項

実施機関	実施事項
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村及び交通安全対策協議会構成機関・団体に対する事故防止対策の要請 2 報道機関への協力要請 3 各種媒体を活用した広報活動の強化
県教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村教育委員会に対する事故防止対策の要請 2 県立社会教育施設利用者への周知
警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 街頭活動（街頭指導・交通取締り）の強化 2 交通情報機能を活用した広報活動の強化 3 報道機関、関係機関等への事故分析資料の提供
道路管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路情報機能を活用した広報活動の強化 2 道路パトロールの強化 3 事故多発地点に対する安全点検と応急措置の実施
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全対策協議会構成機関・団体等に対する事故防止対策の要請 2 各種媒体を活用した広報活動の強化 3 交通指導員の街頭活動の強化 4 各学校、幼稚園、保育園に対する事故防止対策の要請
交通安全協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動の強化 2 運転免許更新者等に対する啓発
安全運転管理者協会 トラック協会 旅客自動車協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所における交通安全対策の強化 2 従業員に対する安全運転指導の強化 3 広報活動の実施
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 会合等の機会を利用した交通安全活動の強化 2 下部組織への周知 3 他機関・団体との協力